別　添

消安全第164号
平成23年10月31日

厚生労働省医政局総務課長
池永　敏康　殿
厚生労働省医政局歯科保健課長
上條　英之　殿
厚生労働省医政局看護課長
岩澤　和子　殿
厚生労働省社会・援護局保護課長
古川　夏樹　殿
厚生労働省老健局高齢者支援課長
深澤　典宏　殿
文部科学省高等教育局医学教育課長
村田　善則　殿

消費者庁消費者安全課長
坂田

医療施設向け電動ベッドからの転落事故防止に係る
医療機関等の各施設への注意喚起のお願い

平素より、消費者安全行政の推進に格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

さて、標記につきましては、厚生労働省から当庁に対し、パラマウントベッド株式会社が製造・販売した医療向け電動ベッド（型式：KA-63430）からの転落による事故が、平成23年３月から同年８月までの間に一病院で13件起きている旨の通知をいただきました。

製造事業者は、安全に使用するための注意事項として、「サイドレールはベッドの内側から操作しないでください。サイドレールが急にさがるなどして転落し、けがをするおそれがあります。」との警告を取扱説明書に記載しています。しかしこれらの事故は、ベッドを使用中の入院患者が、ベッドの内側から当該製品のサイドレール（ベッド柵）を下げようとサイドレール外側の下部にあるレバーを自ら操作したことで発生しています。

パラマウントベッド株式会社では、現在、内側からレバーを容易に操作できないように改良するなどの転落防止の対策を進めており、既に販売されているものも含め対応を図っていく予定とのことです。

消費者庁としては、その間についても、同種事故の発生防止を図る観点から、対象とな

るベッドを配置している医療機関等の各施設に対して、取扱いについての注意を呼び掛ける必要があると考えております。

つきましては、貴職から都道府県等を通じるなどにより、当該施設に対し、別紙の事項を周知していただきますようお願いします。

別紙

医療機関等の各施設へのお願い

患者が、電動ベッドの内側からサイドレール（ベッド柵）を下げようとサイドレールの外側にあるレバーを自ら操作し、サイドレールが下がる際に誤ってベッドから転落し打撲等を負う事例が複数報告されています。

本製品の取扱説明書には、安全に使用するための注意事項として、「サイドレールはベッドの内側から操作しないでください。サイドレールが急にさがるなどして転落し、けがをするおそれがあります。」との警告が記載されています。さらに、製造事業者のパラマウントベッド株式会社では、現在、内側からレバーを容易に操作できないように改良するなどの転落防止の対策も進めており、既に販売されているものに対応を図っていく予定とのことです。

このような転落事故を防止するため、既に購入している医療機関等の各施設においては、以下のとおり御対応ください。

１．ベッドの内側から操作しないように患者等利用者に周知すること

当該製品のサイドレールをベッドの内側から操作しないよう患者等利用者に周知してください。サイドレールが急に下がるなどして転落し、けがをするおそれがあります。

また、サイドレールを一部下げておくなど患者等利用者の心身の状況に応じてベッドを使用してください。

２．当該製品の安全対策について

当該電動ベッド上で予測できない行動をとる可能性がある患者等利用者の方については、周知をしてもサイドレールをベッドの内側から操作する可能性があります。このような方の使用も考慮した当該製品上の安全対策については、製造事業者に御相談ください。

〈対象となる製品〉

パラマウントベッド株式会社製

KA-63130、KA-64130、KA-63430、KA-64430（KA-63230、KA-64230、KA-63530、KA-64530）

※カッコ内は受注生産品

KA-85130、KA-85130A、KA-85131、KA-85131A

〈お問い合わせ先〉

パラマウントベッド株式会社

電話　　　：　0120-36-4803

ホームページ：　http://www.paramount.co.jp/

（参考）

医療施設向け電動ベッド（KA-63430）

（パラマウントベッド㈱ホームページから抜粋）

警告

●サイドレールはベッドの内側から操作しないでください。サイドレールが急にさがるなどして転落し、けがをするおそれがあります。

（パラマウントベッド　KA-63000　KA-64000 シリーズベッド取扱説明書から抜粋）